

職員の給与に関する条例

平成11年7月1日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）の例による。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、宿日直手当に関する規定を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により市町村から派遣されている職員については、適用しない。

(級別基準職務表)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年2月28日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 級別基準職務表（第4条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	困難な業務を分掌する主査の職務
5 級	主幹の職務
6 級	困難な業務を分掌する主幹の職務
7 級	部長の職務
8 級	事務局長の職務